

**(仮称) 四日市市学校給食センター
整備運営事業**

事前エントリー制度実施要領

**令和2年4月13日
四日市市**

— 目 次 —

第1章 総則	1
第2章 実施要領	1
1. 参加・登録ができる者	1
2. 申込方法.....	1
3. 申込期間.....	1
4. 公表の方法	1
5. 公表後の流れ.....	2
6. 留意事項.....	2
第3章 本制度に関する問合せ先	2

第1章 総則

(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業事前エントリー制度(以下、「本制度」という。)は、(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業(以下、「本事業」という。)への参加を希望する市内業者(市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者。以下同じ。)と市内業者の活用を検討する参加者がコンタクトをとるきっかけとなるもので、本実施要領は、市内業者の円滑な事業参画の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

第2章 実施要領

1. 参加・登録ができる者

本事業の参加を検討している市内業者とする。

2. 申込方法

本制度への参加・登録を希望する場合は、別紙1に必要事項を記入し、第3章に記載の「本制度に関する問い合わせ先」まで、E-mailにより提出すること。

3. 申込期間

令和2年4月14日(火)9時～8月3日(月)17時まで

4. 公表の方法

原則として、申込期間中において適宜、市のホームページにおいて更新・公表を行う。
なお、公表する内容は別紙1のとおりとする。

本制度 ホームページ公表のイメージ

整理 No.	参加希望業務	企業情報					
		企業名	所在地	担当者			
				職氏名	電話番号	FAX	E-mail
1	維持管理 (詳細・・・)	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
2	建設 (詳細・・・)	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
3	設計 (詳細・・・)	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

5. 公表後の流れ

- ・ 市内業者への発注を考えている企業（入札参加者）から連絡があった場合、当該入札参加者の事業方針や、事業落札時の条件等について双方で協議を行うこと。
- ・ 入札参加グループの構成員となる場合を除き、複数の入札参加者と協議し、それぞれの入札参加者と合意することは可とする。

6. 留意事項

- ・ 市は、別紙1により報告された内容は、本事業以外に使用しない。
- ・ 本制度への参加・登録により、本事業に関して有利となる条件を付すものではない。
- ・ 本制度への参加・登録は義務付けではない。また、参加・登録により事業受託を約束するものではない。
- ・ 別紙1により報告された内容の真偽について、市は一切関与しないものとする。

第3章 本制度に関する問合せ先

本制度に関する問合せ先は、次のとおりとする。

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進室 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5 電話：059-337-8606 / FAX：059-354-8475 E-mail：gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp 四日市市ホームページ：http://www.city.yokkaichi.lg.jp

(別紙1)

令和2年 月 日

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業
事前エントリー制度 登録申込書

(あて先) 四日市市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

「(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業事前エントリー制度」への登録を
申し込みます。

企業名		
所在地		
担当者	職氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
参加を希望する業務 ※いずれかの番号に ○を付し、カッコ内 に希望する業務の 詳細を記載してく ださい。	1. 解体工事等業務 ()	
	2. 前面道路の拡幅工事業務 ()	
	3. 設計業務 ()	
	4. 建設業務 ()	
	5. 開業準備業務 ()	
	6. 維持管理業務 ()	
	7. 運營業務 ()	
	8. その他の業務 ()	